

別紙1 応募手続等(平成25年生活保護基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等追加給付事務業務委託)

No	項目	スケジュールまたは期限	内容	備考
1	募集開始	令和8年4月10日	◎仙台市ホームページにより公表	
2	参加表明書兼質問票(電子データ)の提出	令和8年4月17日 17時	◎次の書類を下記「※提出先」まで電子メールにより提出すること。 ・参加表明書兼質問票(様式第1号) ※スキャンデータ	◎書類提出にあたり下記「※共通事項」をあわせて遵守すること。 ◎期限までに参加表明がなかった者について、本プロポーザルへの参加は認めない。
3	質問回答	令和8年4月22日	◎参加表明者へ電子メールにより行う。	
4	参加表明書兼質問票(原本)及び添付書類の提出	令和8年4月27日 17時	◎次の書類を下記「※提出先」まで郵送により提出すること。 ・参加表明書兼質問票(様式第1号) ※紙面の原本 ・(共同企業体の場合)共同企業体構成員票(様式第2号) ・(共同企業体の場合)代表権に係る委任状の写し(任意様式) ・(共同企業体の場合)共同企業体の協定書の写し(任意様式) ・応募者の概要等が分かる会社概要等の資料(任意様式) ・市税の滞納がないことの証明書 ※各区役所税務会計課等にご相談ください。 ・消費税及び地方消費税に関する証明書【納税証明書(その3)・未納税額の証明書】 ※所在地(納税地)を所管する税務署等にご相談ください。	◎書類提出にあたり下記「※共通事項」をあわせて遵守すること。
5	企画提案書等の提出	令和8年4月27日 17時	◎次の書類を下記「※提出先」まで電子メールにより提出すること。 ・企画提案提出書(様式第3号) ・企画提案書(任意様式) ・経費概算見積書(任意様式)	◎書類提出にあたり下記「※共通事項」をあわせて遵守すること。 ◎参加表明後に辞退する場合は事務局へ電子メールによりその旨を連絡すること。なお、期限までに企画提案提出書等の提出がない場合は辞退したものとみなす。 ◎企画提案書及び経費概算見積書は下記により作成すること。なお、期限後の書類の差替等は認めない。 ・A4判縦に横書きとすること。また、提案者が特定できるような名称、ロゴマーク等を使用しないこと。虚偽の記載をした場合、当該提案書等を無効にすることや、虚偽の記載を行った者に対して指名停止を行うことがある。 ・企画提案書の1ページ目は目次とし、ページ下部にページ番号を表示し、目次を除き15ページ以内で作成すること。平易かつ一般的な日本語表現を用い、文字は原則10ポイント以上とし、モノクロ印刷を前提とすること。また、評価項目票(別紙2)の「評価項目」に掲げる内容を含むこと。 ・経費概算見積書は、人件費、諸経費等の積算の内訳及び根拠が分かるよう詳細に記載すること。
6	審査委員会(プレゼンテーション)	令和8年5月8日	◎企画提案書に基づきプレゼンテーションを実施し、優れた内容と判断された応募者を本業務の受託候補者とする。	◎プレゼンテーションの実施方法は以下のとおりとする。 ・1応募者当たりのプレゼンテーション時間はおおむね20分程度とする(説明15分、質疑5分)。 ・参加できる人数は、1応募者当たり2人以下とする。 ・提出済の企画提案書に基づき行うものとし、追加資料の配布は認めない。 ・企画提案書の投影は行わず、書面により行うこと。 ・応募者名やその所在地、従事者の実名、法人特有のサービス名等、応募者を特定できるような内容は伏せて実施すること。 ◎審査は、審査委員会において、評価項目票(別紙2)により行う。 ◎高得点の順に、第1順位者、第2順位者…(以下同様)とする。同点の場合は「7(2)地域貢献度」の評価点が高いものを上位とし、なお同点の場合は審査委員会の協議により決定する。最高点の6割を下限とし、それに満たない場合は順位者に選定しない。
7	審査結果連絡	令和8年5月12日	◎応募者へ電子メールにより行う。	◎第2順位者以下の者は、通知日の翌日から起算して10日以内(土曜日、日曜日及び祝日を除く)に第1順位者とならなかった理由の説明を求められることができる。その場合、下記「※提出先」まで電子メールにより行うこと。
8	契約に関する手続き	令和8年6月末日まで (予定)	◎受託候補者として特定された者は、業務の詳細について委託者と協議を行う。あわせて、本市関係規則及び「情報システム処理に伴う個人情報に係る外部委託に関するガイドライン」に基づき手続きを行う。 ◎受託候補者を特定した場合、仙台市ホームページに公表する。 ◎手続完了後、契約締結を行う。	◎最上位の順位者を受託候補者とし、契約について協議する。不成立となった場合、次点の者と協議する。

※共通事項

- ◎特記がない場合の提出部数は1部とする。
- ◎事務局より提出書類等について確認の連絡を行う場合がある。
- ◎郵送は必着とする。
- ◎電子メールの送付時は下記に留意すること。
- ▽電子メールの標題は「平成25年生活保護基準改定に関する最高裁判決を踏まえた生活保護費等追加給付事務業務委託について(事業者名)」とすること。
- ▽電子メール送信後、未受領を防止するため、事務局に電話で電子メール受信を確認すること。
- ▽電子データのファイル形式は原則としてPDF、Microsoft Word、同Excel、または同PowerPointのいずれかとし、努めて1つのファイルで作成すること。なお、データサイズ等の問題で電子メールによる提出が困難な場合、外部記録媒体等による持ち込みについて委託者と協議すること。

※提出先

- ◎仙台市健康福祉局地域福祉部保護自立支援課  
(〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号 仙台市役所本庁舎4階)  
電話:022-214-8160 電子メール:fuk005025@city.sendai.jp